

建築設備定期検査業務特記仕様書

1 業務概要

本業務は、建築基準法第 12 条第 3 項の規定による建築設備の調査・検査を行うとともに、それに伴う書類の作成及び手続き等、報告書を提出するまでの一切の業務を行うものとする。

2 検査対象設備

大阪市立科学館に設置されている建築設備（機械換気設備、換気設備等に設けられた防火ダンパー、機械排煙設備、非常用の照明装置）とし、その他の設備（昇降機設備）は含まない。

対象設備の数量・位置等は別紙の参考図面による。

3 業務内容

(1) 建築設備の調査・検査

ア 検査は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）によることとし、検査項目・判定基準は「平成 20 年国土交通省告示第 285 号」最終改正：平成 30 年 10 月 29 日国土交通省告示第 1214 号、及び「建築設備定期検査業務基準書」（最新版：発行「一般財団法人日本建築設備・昇降機センター）によること。

イ 一級建築士もしくは二級建築士、又は建築設備検査員の資格を有する者を、検査担当者として配置し実施すること。

(2) 報告書の作成及び提出

ア 検査結果報告書を所定の様式で作成し、特定行政庁へ必要図書を必要部数提出すること。また、副本を発注者に提出すること。

イ 特定行政庁への検査結果報告書の提出は、提出期限までに行うこと。

4 その他

(1) 調査・検査にかかる費用及び特定行政庁への提出に伴う手数料他一切の費用は、受注者の負担とする。

(2) 受注者が業務の実施にあたり作成した、書類及び電磁的記録媒体等一切の図書の著作権及び所有権は発注者に帰属するものとし、契約の満了時には速やかに受注者は発注者に引き渡すこと。